

特許法の一部改正法律案（議案番号：2121189）

新・旧条文対照表

現行	改正案
<p>第 89 条（許可等による特許権の存続期間の延長）①・② （省略） <u><新設></u></p> <p><u><新設></u></p> <p><u><新設></u></p>	<p>第 89 条（許可等による特許権の存続期間の延長）①・② （現行と同じ。）</p> <p><u>③第 1 項を適用する際、第 1 項の「その特許権の存続期間」には、第 92 条の 5 第 2 項により特許権の存続期間の延長が登録された場合、その登録された延長期間が含まれる。</u></p> <p><u>④第 1 項に基づく延長された特許権の存続期間は、許可等を得た日から 14 年を超えて延長することができない。</u></p> <p><u>⑤一つの許可等に対して二つ以上の特許権がある場合は、いずれか一つの特許権に対してのみ第 1 項に基づく存続期間の延長をすることができる。</u></p>
<p>第 90 条（許可等による特許権の存続期間の延長登録出願）①～⑥（省略） <u><新設></u></p> <p><u><新設></u></p>	<p>第 90 条（許可等による特許権の存続期間の延長登録出願）①～⑥（現行と同じ。）</p> <p><u>⑦一つの許可等に対して二つ以上の特許権がある場合は、延長登録出願人は、いずれか一つの特許権に対してのみ存続期間の延長登録出願をしなければならず、一つの許可等に対して二つ以上の特許権に対する存続期間の延長登録出願がある場合は、いずれの特許権の存続期間も延長することができない。</u></p> <p><u>⑧特許権の存続期間の延長登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合は、その出願は、第 7 項の規定を適用する際は、最初からなかったものとみなす。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>放棄、無効又は取下げになった場合</u> 2. <u>拒絶決定や拒絶するという趣旨の審決</u>

<p>第 91 条（許可等による特許権の存続期間の延長登録拒絶決定）審査官は、第 90 条による特許権の存続期間の延長登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合は、その出願に対し、延長登録拒絶決定をしなければならない。</p> <p>1. ・ 2. （省略）</p> <p>3. 延長申請の期間が第 89 条に基づいて認められる<u>その特許発明を実施できなかった期間</u>を超える場合</p> <p>4. ・ 5. （省略）</p> <p><u><新設></u></p> <p>第 93 条（準用規定）特許権の存続期間の延長登録出願の審査に関しては、第 57 条第 1 項、第 63 条、<u>第 67 条</u>、第 148 条第 1 号から第 5 号まで及び同条第 7 号を準用する。</p> <p>第 134 条（特許権の存続期間の延長登録の無効審判）①利害関係人又は審査官は、第 92 条による特許権の存続期間の延長登録が次の各号のいずれかに該当する場合は、無効審判を請求できる。</p> <p>1. ・ 2. （省略）</p> <p>1. 延長登録により延長された期間が、<u>その特許発明を実施できなかった期間</u>を超える場合</p> <p>4. ・ 5. （省略）</p> <p><u><新設></u></p>	<p><u>が確定した場合</u></p> <p>第 91 条（許可等による特許権の存続期間の延長登録拒絶決定）----- ----- ----- -----。</p> <p>1. ・ 2. （現行と同じ。）</p> <p>3. ----- -----<u>延長の</u>----- -----</p> <p>4. ・ 5. （現行と同じ。）</p> <p>6. <u>第 90 条第 7 項に違反して一つの許可等に対して二つ以上の特許権に対する存続期間の延長登録出願をした場合</u></p> <p>第 93 条（準用規定）----- ----- -----<u>第 67 条、第 78 条第 1 項及び第 3 項（この場合、「特許取消申請に対する決定」は、「延長登録決定又はその拒絶決定」とみなす。）</u>----- ----- -----。</p> <p>第 134 条（特許権の存続期間の延長登録の無効審判）①----- ----- -----。</p> <p>1. ・ 2. （現行と同じ。）</p> <p>3. -----<u>第 89 条に基づいて認められる延長の</u>----- -----</p> <p>4. ・ 5. （現行と同じ。）</p> <p>6. <u>第 90 条第 7 項に違反して一つの許可等に対して二つ以上の特許権の存続期間が延長登録された場合</u></p>
--	--

<p>②・③（省略）</p> <p>④延長登録を無効とするという審決が確定した場合は、その延長登録による存続期間の延長は、最初からなかったものとみなす。ただし、延長登録が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期間に対してのみ延長がなかったものとみなす。</p> <p>1. 延長登録が第1項第3号に該当して無効となった場合：<u>その特許発明を実施できなかった期間を超えて延長された期間</u></p> <p>2. （省略）</p> <p><u><新設></u></p>	<p>②・③（現行と同じ。）</p> <p>④----- ----- ----- ----- ----- -----。</p> <p>1. ----- -----<u>第89条に基づいて認められる延長の</u>----- -----</p> <p>2. （現行と同じ。）</p> <p><u>⑤延長登録が第1項第6号に該当して無効とするという審決が確定した場合は、その特許権の存続期間の延長登録出願は、最初からなかったものとみなす。</u></p>
--	--